

大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例 改正案に対する区民意見等の募集について

【注意点】

- ・ご意見は日本語で記載してください。
- ・ご意見は、氏名(法人名等)や住所(所在地)を除き、公表させていただくことがあります。
- ・匿名によるご意見の提出はお受けできません。
- ・ご意見に対する個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了承ください。
- ・個人情報、本件への意見募集の目的以外では使用しません。
- ・意見の提出は、お一人につき1回とさせていただきます。

【意見募集期間】 令和8年8月15日(土)から9月4日(金)まで(必着)

【担当・送付先】

大田区保健所 生活衛生課 環境衛生担当

所在地：〒143-0015 大田区大森西一丁目12番1号 大森地域庁舎6階

電話番号：03-5764-0693 FAX：03-5764-0711

右の二次元コード▶
から電子申請する
ことができます。



<https://logoform.jp/f/2vtQy>

令和8年 月 日

大田区長 宛

件名	大田区旅館業法施行条例及び大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案 に対する意見	
ご自身の立場として、最も当 てはまるものを1つ選択し、 ○をしてください。	① 大田区内在住者 ② 大田区内に事務所又は事業所を有する個人 ③ 大田区内に事務所又は事業所を有する法人・その他の団体 ④ 大田区在勤者 ⑤ 大田区在学者 ⑥ その他本条例案に直接的な利害関係を有すると認められる者 ※⑥の方は、本改正案との関係性(所属・立場等)をご記入ください。 ()	
氏名 (法人等の場合は名称・代表者氏名)		
住所 (法人等の場合は事務所の所在地を、区内に 住所を有しない方は、区内の勤務先又は通学 先の住所・名称をご記入ください。)		
区内に住所、勤務地、通学先を有しない方 は、本条例の改正案に直接的な利害を有す る理由をご記入ください。		

次のページ 次の各改正内容について、賛否等をご回答ください。

選択肢のある設問については、最も当てはまるものを1つ選択し、○をしてください。

大田区旅館業法施行条例改正案について

(1) 営業従事者の常駐義務化	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
(2) 玄関帳場設置義務化	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
(3) 管理事務所の設置義務化	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
(4) 一体的な管理の義務化	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
【意見記入欄】	

大田区住宅宿泊事業法施行条例改正案について

(1) 制限する区域等の見直し	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
(2) 制限する曜日等の見直し	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
(3) ICTを用いた管理の義務付け	① 賛成 ② 反対 ③ どちらともいえない ④ 意見なし
【意見記入欄】	

上記以外に、本条例改正全般についてご意見等がありましたらご記入ください。

【意見記入欄】